

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所（北地区）原子炉設置変更許可申  
請〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉  
施設の変更〕の概要について

令和2年4月  
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）  
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

(3) 変更の内容

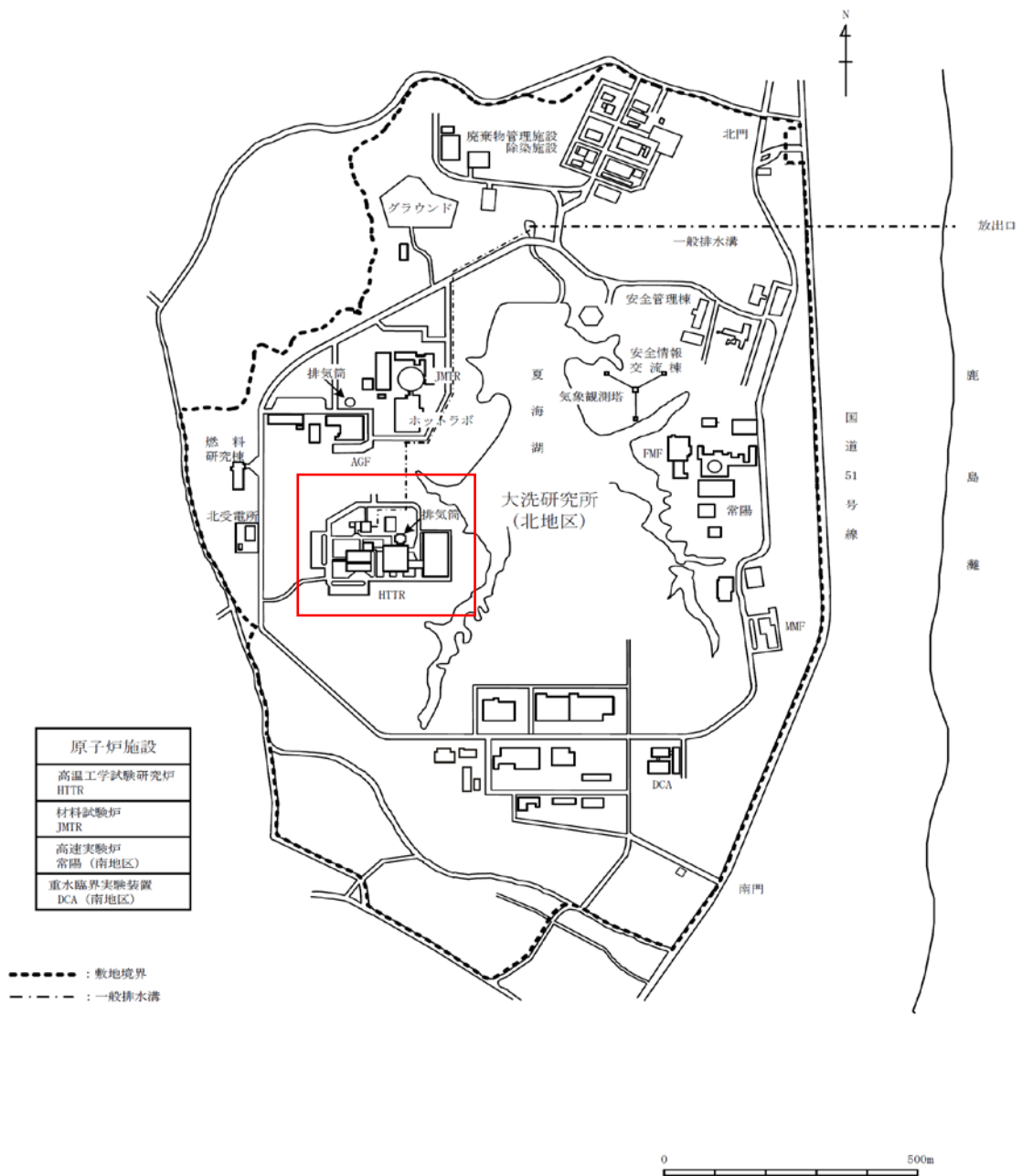
平成2年11月22日付け2安（原規）第659号をもってHTTR原子炉施設の設置の許可を受け、これまでに設置変更許可等を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の原子炉設置許可申請書のうち、HTTR原子炉施設に関する次の記載の一部を改めている。

五、試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備  
八、使用済燃料の処分の方法

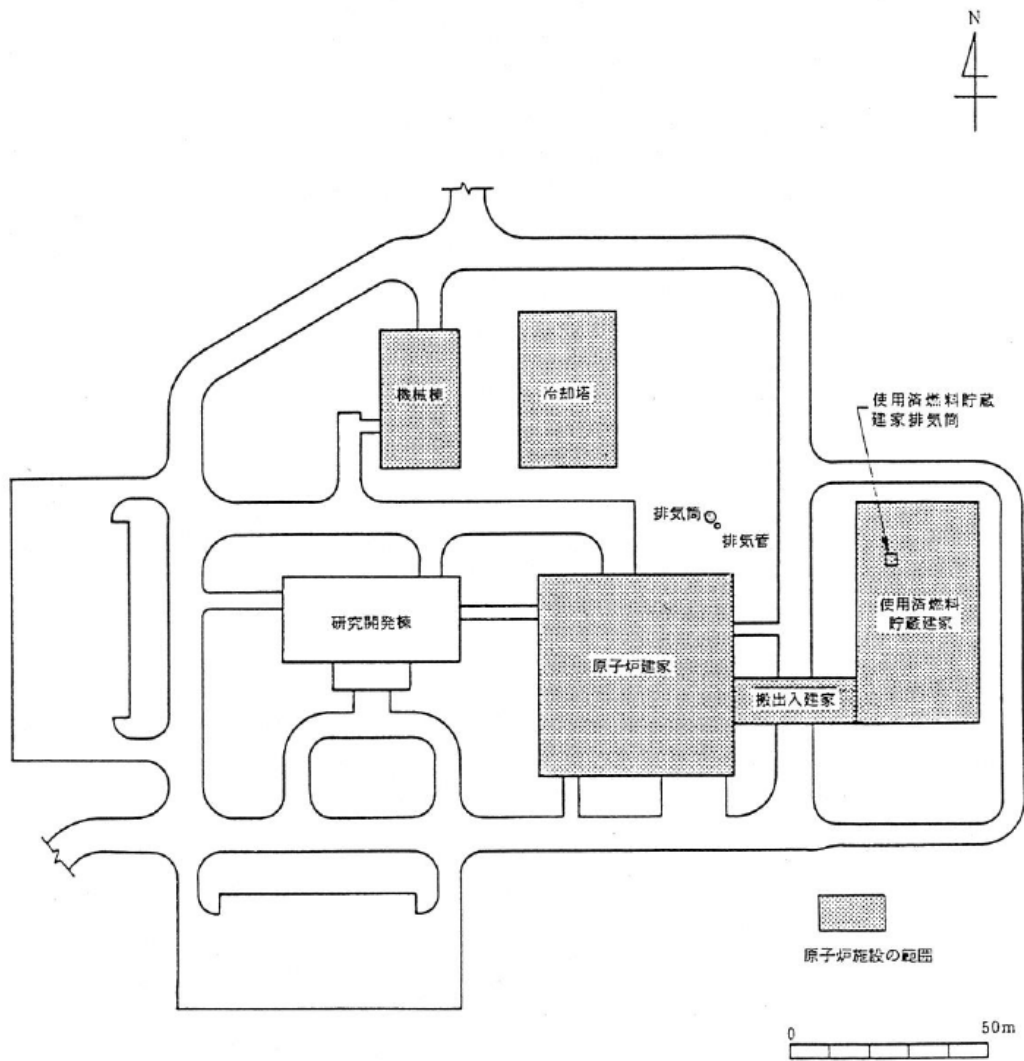
(4) 変更の理由

原子力規制委員会設置法附則第1条第5号の規定に基づく核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行（平成25年12月18日）に伴い、大洗研究所（北地区）の本試験研究用等原子炉施設を「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合させるための変更を行う。

あわせて、記載事項の一部を関連法令の条文と整合した記載となるよう変更する。



参考図1 大洗研究所原子炉施設位置図



参考図2 HTTR原子炉施設全体配置図